

四日市市農業センター処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市農業センター処務規程の一部を改正する規程

四日市市農業センター処務規程（平成15年四日市市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第5条 センターの分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農業経営改善の目的に資する農作物栽培に関する<u>調査及び試験研究</u>に関すること。</p> <p>(2) 農作物栽培技術の改善普及のための指導、講習、展示及び研修に関すること。</p> <p><u>(3) 6次産業化の取組に関すること。</u></p> <p><u>(4) 食育に関すること。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第6条 所長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第5条 センターの分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農業経営改善の目的に資する農作物栽培に関する<u>試験研究及び調査</u>に関すること。</p> <p>(2) 農作物栽培技術の改善普及のための指導、講習、<u>講話</u>、展示及び研修に関すること。</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第6条 所長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、</p>

上司の決裁を受けなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) センターの使用許可に関する事。

(5) センターの使用料の減免に関する事。

(6)及び(7) (略)

上司の決裁を受けなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 農業研修センターの使用許可に関する事。

(5) 農業研修センターの使用料の減免に関する事。

(6)及び(7) (略)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(商工農水部農水振興課)